明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三百二十三条の見出しを「（地域統計室並びに統計指導官及び情報調整官）」に改め、同条第一項中「及び統計指導官」を「並びに統計指導官及び情報調整官それぞれ」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4　情報調整官は、統計に関する情報システムの管理及び統計企画課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百八十七条の見出しを「（林野図書資料館並びに税制専門官及び消費税転嫁対策官）」に改め、同条第一項中「及び税制専門官」を「並びに税制専門官及び消費税転嫁対策官それぞれ」に改め、同条に次の一項を加える。

5　消費税転嫁対策官は、林業に関する消費税転嫁対策特別措置法第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行う。

第五百三十三条の見出しを「（指導室及び消費税転嫁対策官）」に改め、同条第一項中「指導室」の下に「及び消費税転嫁対策官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　消費税転嫁対策官は、水産業に関する消費税転嫁対策特別措置法第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行う。

第五百三十四条の見出し及び同条第一項中「及び水産流通指導官」を「、水産流通指導官及び水産物貿易交渉官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　水産物貿易交渉官は、水産物の貿易に関する外国との交渉に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百三十六条の見出し中「漁業監督指導官」の下に「、首席漁業監督指導官、情報分析管理官」を加え、同条第一項中「三十一人及び外国漁船取締企画官一人」を「三十六人、首席漁業監督指導官一人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人」に改め、同条第八項中「外国漁船取締企画官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　首席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

9　情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

第五百三十七条の見出し中「操業指導調整官」の下に「、国際漁業管理官」を加え、同条第一項中「二人」の下に「、国際漁業管理官一人」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　国際漁業管理官は、我が国周辺の水域における外国漁船の操業による我が国漁業者への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百四十二条の見出しを「（栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官及び養殖国際専門官）」に改め、同条第一項中「及び栽培養殖復旧専門官」を「、栽培養殖復旧専門官一人及び養殖国際専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　養殖国際専門官は、栽培養殖課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百四十四条の見出し中「上席漁港漁場専門官」の下に「、漁港漁場防災・減災技術専門官」を加え、同条第一項中「上席漁港漁場専門官一人」の下に「、漁港漁場防災・減災技術専門官一人」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　漁港漁場防災・減災技術専門官は、漁港及び漁場の整備に関する防災及び減災に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百五十条中「十五人」を「十六人」に改める。

第五百六十三条中「十人」を「十一人」に改める。

第五百六十七条中「二人」を「三人」に改める。

第五百八十二条第一項中「三十六人」を「三十七人」に改める。

附則第四項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（経営局農地政策課農地業務室及び訟務官の所掌事務の特例）

4　農林水産省組織令附則第七条の場合における第四十七条第二項第二号及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号中「という。）」とあるのは「という。）並びに農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（第六項において「旧法国有農地等」という。）」と、同条第六項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

附則中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項中「第二十八条第一項の輸入規制対策専門官」を「第二十六条第一項の消費税転嫁対策官、第二十八条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人」に改め、「生産専門官のうち一人」の下に「、第四十五条第一項の消費税転嫁対策官、第五十条第一項の企画官のうち一人及び同項の農業協同組合調整官」を「災害対策室」の下に「、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官」を「第四百五十三条第一項の災害対策専門官」の下に「、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官」を加え、同項を附則第八項とし、附則中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同項の前に見出しとして「（森林除染技術専門官等の設置期間の特例）」を付し、附則第四項の次に次の一項を加える。

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十一条第三号並びに第百九十八条第二項及び第四項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

別表第一名古屋植物防疫所衣浦出張所の項及び名古屋植物防疫所清水支所蒲郡出張所の項を削る。

別表第二動物検疫所仙台空港出張所の項の次に次のように加える。

動物検疫所川崎出張所	川崎市

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項第三号及び第三条第一項第一号の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　農林水産大臣　林　芳正

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第三号」に改める。

第五条中「第三十五条第一項の通知があった場合における同法第三十四条第一項の」を「第三十六条第一項の規定による」に改める。

第十四条第二項第一号中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。